

『延喜式』における田令関連条文について

服部一隆

The Study of Engi Shiki Article Related Arable Land

HATORI Kazutaka

はじめに

- ① 中日における格式の成立過程
- ② 大宝田令の成立と養老田令

- ③ 民部省・主計寮・主税寮の職掌と『延喜式』条文
 - ④ 『延喜式』における田令関連条文
- おわりに

【論文要旨】

養老令の田令と『延喜式』の関連条文を比較して、日本独自の特徴を明らかにする。日本では唐の律令格式を継受して律令を作成した。現在残存している令は養老令である。唐の格式が編纂法典であるのに対し、日本の奈良時代では単行法であった。平安初期になり、日本でも編纂法典としての格式ができた。そのうち最も完全に残存している、研究しやすいのが『延喜式』である。したがって、日本の「式」の特徴を解明するために、養老令の田令と『延喜式』の関連条文を比較する。

田令については以下の通りである。①土地制度としては不十分で、稲を媒介とした土地管理がなされていた可能性が高い。②七世紀に広汎に存在した貸稲が土地管理の役割を兼ねていた。③七世紀には大土地領有が存在したが、そこから供御のための稲作地である御田だけを切り取って屯田（官田）としている。

『延喜式』の田令関連条文では以下の様になっている。①田図を利用した条里制に

よる土地管理が完成している。②土地管理システムとしての校田が重視され、貞観格式で大帳に准じた田数の定数化が成立する。③正税出挙（論定稲・公廩稲など）は制度化されて国衙財政の中核となっており、その画期は天平期である。④土地と作物の管理が制度上分離される。⑤官司ごとに編纂されているので、令よりも固法的要素が規定しやすい。

また格式の関係について、醍醐永年私財法・諸国からの田図進上・元慶官田の設置などは格に入れて、式にはその施行細則だけを規定することが再確認できた。「格則量時立制、式則補闕拾遺」（弘仁格式序『類聚三代格』）というのは、このようなことを示すのであろう。

【キーワード】延喜式、養老令、田令、土地制度、格式